

1. 生徒指針

1 規律

法律や校則等、決められたルールに違反することなく、健全な学校生活を送るよう心がけること。なお、下記の行為を厳禁する。

- (1) 暴力行為。
- (2) いじめ等他人を傷つける行為。
- (3) SNS等の利用における情報モラル違反。
- (4) 校舎、校具、その他の公共物の故意の破損。
- (5) 考査時の不正行為。
- (6) 無断アルバイト。
- (7) 原付・自動二輪車および四輪自動車の無断免許受験・取得および運転。
- (8) 飲酒（ノンアルコール類を含む）、喫煙（電子タバコ等、類似品を含む）、万引、その他の違法行為。
- (9) パチンコ店、その他不健全な場所への出入り。
- (10) その他の不良行為。

2 願出、届出

- (1) 次の各項は必ず生徒指導部を通して校長に願出すること。
 - ア 特別アルバイト・長期休業中アルバイトをしたいとき。（家業や親戚の手伝いも同様）
 - イ 普通自動車免許を取得したいとき。（3年次、自動車学校入校許可日以降）
 - ウ 原動機付自転車免許を取得したいとき。（特別な事情のみ許可）
 - エ 校内での集会、掲示、印刷物の発行、募金活動等を行いたいとき。
 - オ 校内で宿泊したいとき。
- (2) 次の各項は必ず担任または生徒指導部に届け出ること。
 - ア 欠席、欠課、遅刻、早退をしたいとき。
 - イ 登校後、一時的に外出をしたいとき。
 - ウ 自転車通学をしたいとき。
 - エ 制服以外の服装で登下校をしたいとき。
 - オ 校舎・校具を誤って損傷したとき。

3 校則改定の手続きについて

校則は、生徒が健全な学校生活を送り、より良く成長・発達していくために、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものである。この趣旨に則り、校則の改定を行う場合には、下記のような手続きをするものとする。

- ア 生徒会は一人ひとりの意見を集約し、生徒会等で議論した上で、改定案を生徒指導委員会に提案することができる。
- イ 生徒指導委員会は、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、学校教育目的に照らし、毎年校則の見直しを行うものとし、生徒会から提出された改定案の議論を含め、生徒会や教職員の意見を聴取し、検討する。
- ウ 校長は、検討された内容に基づき、適切と判断する場合は、校則の改定を決定し、生徒及び保護者に周知する。

4 自転車通学について

- (1) 自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可願」を提出し、自転車登録と許可シールの購入をする。なお、最寄り駅までの自転車の使用は登録不要。津駅から学校への自転車の使用は禁止する。
- (2) 自他の命を守るため交通法規とマナーを遵守し、交通安全の保持に努めること。事故の加害者となった場合に備え、自転車損害賠償保険への加入を勧める。また、自転車運転時にはヘルメットをかぶるよう努めること。

2. 服装規定

1 制服

- (1) ブレザー（校章付き）、シャツ・ブラウス、スラックス・スカート、ネクタイ・リボン、ベスト、セーターは学校指定のものとする。
- (2) 登下校時は必ず制服を着用する。
- (3) 式典および学校が指定する日の制服は正装とする。正装とは、ブレザー、白シャツ・白ブラウス、ネクタイ・リボン、スラックス・スカートとする。
- (4) 靴下は白・黒・紺・茶・グレーを基調とした華美でないものとする。タイツは無地とし、色は白・黒・紺・茶・グレーとする。ルーズソックス・レッグウォーマーは禁止とする。
- (5) 防寒着は華美でないものを着用する。
- (6) 制服を許可なく手直しすることは禁止する。
- (7) 通学カバン・靴は華美でないものとする。靴は運動靴又はローファーとし、厚底、ハイヒールタイプは禁止する。

2 頭髪、その他

- (1) 髪型は進学・就職試験受験時にふさわしい状態を基準とする。
前髪は目にかからない。カール、編み込みなどの加工や、極端に左右非対称な髪型や一部を激しく刈り込む髪型等は禁止する。
ヘアピン、ヘアゴムは華美でないものとし、髪飾りは使用しない。
- (2) パーマはかけない。エクステンションは禁止する。
- (3) 染色・脱色をしない。
- (4) 化粧は禁止する。
- (5) 眉毛を細く剃り込むことやピアスの穴を開けることは禁止する。
- (6) アクセサリー（ネックレス、ピアス、指輪等）の使用は禁止する。
- (7) カラーコンタクトの使用は禁止する。